

京都市会計管理者の補助組織に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年6月11日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 6 号

京都市会計管理者の補助組織に関する規則の一部を改正する規則

京都市会計管理者の補助組織に関する規則の一部を次のように改正する。

第8条第16号を同条第17号とし、同条第15号の次に次の1号を加える。

(16) 指定金融機関選定委員会に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)